

## 国税庁消費税室 平成 30 年 10 月

2019 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A 「具体的事例編」

### 1 31 年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率)

問1 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの年間契約(月額〇〇円)を締結しています。この保守サービスについては、月ごと(20日締め)の作業報告書を作成し、保守料金を請求しており、月ごとに役務提供が完了するものです。この場合、31年施行日(平成31年10月1日)をまたぐ9月21日から10月20日までの期間に対応する保守サービスについては、新税率(10%)が適用されますか。

【答】

照会の役務提供契約は、年間契約とされていますが、月ごとの作業に対して料金を支払うこととされており、月ごとに役務提供が完了するものとのことです。

したがって、平成31年9月21日から同年10月20日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である10月20日における税率(10%)が適用されることとなります。

(注) 1か月分の料金を日割り計算する等により、9月21日～9月30日の期間に相当する金額を算出することも可能ですが、照会のような取引は、毎月20日締めとしている1か月分の計算期間が一の取引単位であるとのことです。その取引単位ごとに同一の税率が適用されます。